

昭和二十八年十一月一日提出
質問 第三号

国有林野整備臨時措置法に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年十一月一日

提出者 松浦周太郎

衆議院議長 堤 康次郎殿

国有林野整備臨時措置法に関する質問主意書

国有林野整備臨時措置法は、昭和二十六年六月二十三日法第二百四十七号として公布せられたものである。しかし右は旧来の国有林野の経営上国が経営することを必要とし孤立した小団地の国有林野若しくは搬出系統の関係により現に孤立した施業をやつてゐる小面積の国有林野、又は民有林野との境界が入組んでゐるため経営に支障ある国有林野及び国有林野であつてその所在する地方の住民に対しての自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため現に特別な施業を行つてゐるもの等を民間に解放し民間の福祉を増さんとする国策の発露であることは、立法の動機に照し、きわめて明り、ようであるといつてよい。

しかしながら、右法律の解釈には若干の疑があるので、左にその疑点を掲げ、当局のこの点についての解釈を明示せられんことを望む。

一 法第一条第一項の根本趣旨は、相当面積の国有林野があり、その国有林野に困じ、ようせられた部落が

あつたとし、しかも民有林は極度に小面積である上耕地も狭少でその産業にもまた表れないような山村で旧来とも自家用薪炭材等の供給をしている慣習のある場合、本条により国有林を売つてもよいと解すべきであると信ずるが果して如何。

二 イ 営林局が、同法第一条の第一項に該当するものとして特定国有林野整備臨時措置法施行規則第一条第一項によつて公告した後

1 ある部落の有志の何人かが個人名義を連ね売払つて貰いたいと申入れた。

2 ついで当該国有林の所在する県から同様の申入れがあつた。

ロ 右の場合当局は同法第一条の第二項の趣旨にのつとつて右申入「県」へ優先的に売渡すべきであつて連名で申入れた有志へ売渡すべきでないと思ふが果して如何。

三 イ 営林局が同法第一条第一項に該当する特定国有林を国有林野整備臨時措置法施行規則第一条第一項によつて公告した後

1 ある部落の有志の何人かが個人名義を連ねこれを売払つて貰いたいと申入れた。

2 ついで当該国有林の所在する市町村から同様の申入れがあつた。

ロ 右の場合当局は同法第一条第二項の趣旨にのつとり右申込の「市町村」へ優先的に売渡すべきであつて連名申入有志へ売渡すべきでないと思ふが果して如何。

四 イ 営林局が同法第一条第一項に該当する特定国有林と国有林野整備臨時措置法施行規則第一条第一項によつて公告した後

1 当該国有林野の所在する県が売払申入れをした。

2 ついで当該国有林の所在する市町村が同様の申入れをした。

ロ 右の場合当局は同法第一条第二項の趣旨にのつとり右申込「市町村」へ優先的に売渡すべきであつて申入れの県に売渡すべきでないと思ふが果して如何。

五 右第二、三、四問の様な疑願事実があつた場合当局においてこの競願あることを理由として右優先順

位のものに売渡さぬという回避的な態度をとることは同法立法の根本精神に反する違法があると信ずるが果して如何。

右質問する。